

博多青松高等学校通信制同窓会規約

1 総 則

- 第 1 条 本会は博多青松高等学校通信制同窓会と称し、事務局を福岡県立博多青松高等学校に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦と、博多青松高等学校の発展に図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は博多青松高等学校の卒業生、もしくはこれに準ずる者を会員とし、これをもって構成する。

2 機 関

- 第 4 条 本会に次の機関を置く。
- ①同窓会総会 ②幹事会 ③役員会 ④事務局会
 - ⑤支部会 ⑥編集委員会
 - ⑦総会・懇親会実行委員会(各年卒当番制)

3 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- ①名誉会長 1名 ②会長 1名 ③副会長若干名
 - ④事務局長 1名 ⑤事務局次長若干名 ⑥会計局長 1名
 - ⑦会計局次長若干名 ⑧会計監査 2名 ⑨顧問若干名
 - ⑩相談役若干名 ⑪編集委員若干名
- 第 6 条 各地区より年次幹事を選出し、幹事会を構成する。役員は幹事会の指名にもとづき総会において選任する。最高顧問は校長とする。顧問は教職員とする。
- 第 7 条 本会の役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 8 条 会長は本会の代表として、本会に置ける会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時は、その代理をする。事務局長は本会の記録および運営実務を行う。会計監査は会計事務を監査する。役員会・幹事会は本会の方針を審議し、運営の協力を行う。最高顧問と顧問は適宜助言と協力をう。編集委員は機關誌の編集に関する必要事項を行う。

4 会議

- 第9条 本会は毎年1回総会を開催する。また必要に応じて会長は臨時総会及び役員会・幹事会を招集する。
- 第10条 総会は本会の最高機関として、運営の基本方針を決定する。
- 第11条 幹事会は総会に次ぐ議決機関で、本会運営の一般方針を審議・決定する。
- 第12条 役員会は日常の運営方針のほか、緊急事項の審議・決定をする。ただしその場合は事後、幹事会または総会の追認を受けるものとする。
- 第13条 総会・幹事会・役員会の議決は、出席者の過半数の賛成で成立する。

5 会費等

- 第14条 本会の運営経費は会費および寄付金などをもってあてる。
①会費は、4,000円とし卒業時のみ徴収する。
- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

6 支部

- 第16条 本会は支部を設け、主として移住地域別に本規約の趣旨にもとづいて運営する。

7 規約改正

- 第17条 本規約は平成10年3月15日より施行する。

付 則 平成29年8月11日 改訂